

一橋大学博士学位申請論文審査報告書

平成 28 年 3 月 9 日

申請者 山本紗知

論文題目 大規模事業における計画手法と環境保護—ドイツの国土整備計画を素材として

審査員 山田洋(主査)、高橋滋、薄井一成

空港に代表される大規模な公共施設は、広範な周辺地域の生活環境、経済活動、土地利用などに大きな影響を与えると同時に、それ自体のあり方も、そうした周辺の状況に拘束されることとなる。その結果、たとえば空港の設置に際しては、それ自体のあり方と周辺の将来的な土地利用等について、総合的な衡量の下で一体的な政策調整がなされるべきこととなる。こうした総合的な政策調整の場として期待されるのが広域的な土地利用計画であり、社会の複雑化とともに、その役割は、一層、重みを増すこととなる。本論文においては、こうした広域的な土地利用計画(国土整備計画)について、その法制度の整備と理論の蓄積においてわが国に先行するドイツを素材として、最新の文献資料を渉猟しつつ、その現状と課題が包括的に分析されている。

ドイツの土地利用計画の法制度については、わが国においても、古くから極めて多くの紹介がなされてきたが、その紹介は、自治体レベルの土地利用計画や個別施設の設置計画などの分野に偏り、広域的な国土整備計画に関する紹介は、本国での関心の薄さも手伝って、極めて手薄であったといえる。こうした中で、本論文においては、その制度の詳細が丹念に分析されるとともに、最新の判例の検討などにより、そこにおける司法の役割をも視野に入れつつ、その最新の動向が活写されている。従来の研究の欠を補うとともに、わが国の類似の法制度の将来を考える上でも、貴重な成果といえる。

また、ドイツの国土整備計画は、近年、従来土地利用の規制という枠を超えて、環境政策やエネルギー政策など、さまざまな政策実現の手段として、その機能を変化させつつある。こうした制度のパラダイム転換に着目して、豊富な資料に基づいて、その展望を示唆した本論文は、計画法研究に新たな可能性を拓くものとして、その独創性は、高く評価される。

もちろん、本論文においても、改善を期待される点は少なくない。何より、最新のものを含めて、多くの興味深い問題が取り上げられている反面、それらの相互関係等の整理が必ずしも充分ではなく、全体の論旨が伝わりにくくなっていることが惜しまれる。また、記述においても、より一層の工夫が求められる箇所も少なくない。しかし、これらの点を含め、その欠点は、本論文に手を入れて公刊する際に修正可能なものであり、本論文の基本的価値を失わせるものではない。

以上のような論文の評価と口述試験の結果に基づいて、審査員一同は、申請者山本紗知氏に一橋大学博士(法学)の学位を授与することが適当であると判断する。